

一般社団法人 環境地盤工学研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 環境地盤工学研究所と称する。英語表記は **Research Institute for Environmental Geotechnics (RIEG と略す)**とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、環境地盤工学に関わる技術の総合的な調査研究ならびに開発と普及活動を行い、もって地盤環境の保全に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 環境地盤工学に関する内外の調査研究に関する業務
- (2) 環境地盤工学に関わる技術開発と指導
- (3) 環境地盤工学に関わる一般への普及
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載するにより行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は個人会員、法人会員、特別会員の 3 種とし、個人会員と法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入社)

第6条 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することが出来る。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することが出来る。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員ならびに法人会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内で開催し、臨時社員総会は、必要がある場合を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権利の行使を

認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 19 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第 21 条 当法人に、理事 3 名以上 5 名以内を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

2 理事に対して、その職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 29 条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと。

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 35 条 当法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。